様式５- Ｂ（国立大学法人等）

契　　約　　書

　国際医療研究開発事業（以下「委託事業」という。）を実施するため、国際医療研究開発費取扱規程第１０条の規定により、委託者　国立研究開発法人国立国際医療研究センター

理事長　國土典宏（以下「甲」という。）と、受託者　　　　（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（契約項目）

第１条　甲は乙に対し、当該事業年度（以下（３）に定義する。）について次の研究開発を委託し、乙は、これを受託し、別紙研究計画書により実施するものとする。

　（１）主任研究課題名：「　　　　　　　　　　　　　　　　（指定番号）」

　　　　主任研究者・所属及び役職：

　（２）分担研究課題名：「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

分担研究者・所属及び役職：

（３）委託期間：　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの１事業年度

（信義、誠実）

第２条　甲及び乙は、この契約に定める条項について、信義に従い誠実に履行するものとする。

（契約金）

第３条　甲は、金　　　　　　円（内消費税額及び地方消費税額　　　円）の範囲内で、この委託事業の実施に要した経費を乙に支払うものとする。

２　前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び７２条の８３の規定に基づき、研究開発費に１１０分の１０を乗じて得た額とする。

３　第１項の経費の範囲は人件費、謝金、旅費、一般経費とする。

４　甲は、必要があると認めるときは乙の要求に基づいて、前項の経費を概算払いすることが出来るものとする。

（報告義務）

第４条　乙は、甲からこの委託事業についての必要な報告を求められた時は、速やかにこれを行うものとする。

（立入調査及び契約金の返還）

第５条　甲は、委託事業について、必要な場合には乙に対して甲又は甲が委任した者による立入調査を行うものとする。

２　甲は、契約金の経理上重大な不正が認められた場合は、契約を解除又は変更し、乙に対して契約金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

３　乙は、甲より契約金の返還をもとめられた場合はすみやかに返還しなければならない。

４　乙は、第２項の理由により、前項の契約金の返還を行う場合、契約を締結した日から起算して年１０．９５％の割合で計算した加算金を甲へ支払うものとする。

（報告等）

第６条　乙は、研究成果が得られた場合には、遅滞なく、甲にその旨を報告するものとする。

（経理及び管理に係る事務）

第７条　乙は、次の各号に示す事項を行わなければならない。

一　国際医療研究開発費事務処理要領に示す範囲において、契約金の管理及び経理に係る事務を適正に行うこと

二　乙に所属する当該委託事業に参加する研究者が、契約金の経費支出手続きに直接関わらない体制を確保すること

三　当該事務を経理に関する十分な知識と経験を有する者に業務として行わせること

四　当該事務の委任後、甲が乙に契約金の経理及び管理体制に関して助言・指導を行った場合、これに遅滞なく対応すること

五　「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」（平成１８年８月３１日　総合科学技術会議決定）等に基づき、公的研究費が適正に執行されるための体制整備を行うこと

六　甲の求めに応じ、当該事務に関する内部監査を行い、その結果を報告すること

（法令及び指針等の遵守等）

第８条　乙は、本委託研究開発の実施にあたり、関係する法令等を遵守するものとし、かつ、本委託研究開発を適正かつ効率的に実施するよう努めなければならない。

２　乙は、乙の責任において、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成２７年１月１６日科発０１１６第１号厚生科学課長決定。その後の改正を含む。）、｢研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）｣(平成１９年２月１５日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。併せて｢ガイドライン等｣という。)及び「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」（平成２０年３月３１日科発第０３３１００１号厚生科学課長決定。以下「利益相反指針」という。）に基づき、各号に示す事項を研究不正防止及び利益相反管理に取り組まなければならない。

一　乙は、ガイドライン等に従い研究活動における不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を適切に整備し、及び利益相反指針に従い厚生労働科学研究を実施しようとする研究者の利益相反を管理する規程等を適切に整備する等、研究活動の不正行為に対応する適切な仕組みを整えること。

二　乙は、使用する研究開発費により行われる研究活動（以下「特定研究活動」という。）において研究活動における不正行為の疑惑が生じたときは、前号の規程等に従い、通報等の受付、調査、甲及び厚生労働省に対する報告、不服申立ての受理及び審査、調査結果の公表、告発者に対する措置、研究開発費の返還等の措置を講じること。

三　「研究倫理教育責任者」の設置などの必要な体制整備を図り、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理供託を実施すること。

四　特定研究活動において、何らかの弊害が生じた又は弊害が生じているとみなされる可　能性があると判断した場合には、第一号の規程等に従い、甲に対し速やかに報告し、その上で適切に利益相反の管理を行うこと。

（特許権等）

第９条　委託事業において、特許法(昭和３４年法律第１２１号)に規定する特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権（以下「特許権等」という。）は、甲乙協議の上、帰属を決定するものとする。

(特許権等の手続き)

第１０条　乙は当該委託研究をした結果得られる発明について特許出願をすることができる。

２　前項の場合において、当該手続及び特許権の維持のために必要な費用の全額を乙が負担するものとする。

（特許権等の出願、登録の報告）

第１１条 乙は、当該委託に係る特許権等の出願を行った場合、当該出願について設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく甲に報告することとする。

（特許権等の譲渡）

第１２条 乙は、当該委託に係る特許権等を第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

２　乙は前項の譲渡を実施する場合は、第１４条及び前項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

（特許権等の実施許諾）

第１３条 乙が当該委託に係る特許権等を自ら実施し、またはその指定する者に実施させる場合、甲の承認を得るものとする。

２　乙は、当該委託に係る特許権等について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第１４条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

（実施許諾）

第１４条　乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を甲に許諾するものとする。

２　乙は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

（特許権等の放棄）

第１５条 乙は、当該委託に係る特許権等を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(準用)

第１６条　第６条、第１３条及び第１４条の規定は、乙がその研究の一部を委託する場合における乙と当該研究の受託者との関係に準用する。

２　乙は、前項において準用する第１４条の許諾を求めようとするときは、甲の要請に応じて行うものとする。

３　第９条から前条までの規定は、次の権利について準用する。

一 実用新案登録を受ける権利及び実用新案権

二　意匠登録を受ける権利及び意匠権

三　種苗法(平成１０年法律第８３号)に規定する品質登録を受ける権利及び育成者権

四　著作権法(昭和４５年法律第４８号)に規定するプログラムの著作物またはデータベースの著作物

五　第一号から前号までに掲げる権利の対象とならない技術・情報のうち秘匿することが可能で財産的価値があるものであって、甲及び乙が特に指定するものを使用する権利

（取得物品の管理）

第１７条　乙は、委託事業を実施するため、研究開発費により取得した物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

２　乙は、研究開発費により取得した物品であって、甲の指定するものについては委託事業終了後甲の指示に従うものとする。

（契約の解除又は変更）

第１８条　甲は、乙又は乙に所属する委託事業の研究者が次の各号の一に該当するときはこの契約を解除又は変更し、研究開発費の全部もしくは一部を支払わないことができるものとする。

一　この契約に違反したとき。

二　この委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

三　第２２条に定める委託期間中に「国際医療研究開発費による研究事業への参加条件」に定める条件に合致しなくなったとき

四　委託事業による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったことが明らかになったとき

五　国際医療研究開発事業申請書又は国際医療研究開発事業計画書において、故意又は重大な過失により虚偽の記載を行ったことが明らかになったとき

２　乙は、乙又は乙に所属する委託事業の研究者が前項の各号の一に該当することを知ったときは、その旨を甲に遅滞なく報告しなければならない。

３　甲は、前項の規定によりこの契約の解除又は変更を行った場合には、乙に第３条第１項の規定により支払った額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

４　乙は、第１項第三、四又は五号の理由により、前項の契約金の返還を行う場合、契約を締結した日から起算して年１０．９５％の割合で計算した加算金を甲へ支払うものとする。

（帳簿の保管）

第１９条　乙は、契約金を他の経理と区分して経理をさせるとともに契約金の収支を明らかにする帳簿を備える他、その収支を証明する証拠書類を事業終了後５年間整理保管させるものとする。

２　乙は、甲から前項の証拠書類の提出を求められた場合は、これを提出しなければならない。

（実績報告及び収支決算報告）

第２０条　乙に当該委託事業の主任研究者が所属する場合、乙は、　年　月　日までに、分担研究者から研究事業の実績と収支決算に関する資料を取りまとめ、国際医療研究開発事業実績報告書及び国際医療研究開発事業収支決算報告書を作成し、甲を通じて国立国際医療研究センター理事長に提出するものとする。

２　乙に当該委託事業の主任研究者が所属しない場合、乙は、　年　月　日までに、主任研究者に研究事業の実績と収支決算に関する資料を提出するものとする。

（精算）

第２１条　乙は、精算の結果、第３条第１項の規定により支払いを受けた額に剰余を生じた場合には、その剰余金を甲の指示に従って返納するものとする。

２　甲は、精算の結果、その金額が契約金額を超過している場合には契約金額を超えて精算してはならない。

（事故報告）

第２２条　乙は、この事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行に重大な支障をきたし若しくはきたすおそれのある事故等が発生した場合には、速やかにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

（疑義の協議）

第２３条　この契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。附　　則

　この契約に関する会計事務の取り扱い及び契約条件等については、本契約書による他、甲が別に定める「国際医療研究開発費事務処理要領」によるものとする。

　この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を所持するものとする。

　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　東京都新宿区戸山１－２１－１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立研究開発法人国立国際医療研究センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　　　國土　典宏

　　　　　　　　　　　　 　　 乙